

3 i 研究会会費に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、3 i 研究会規程に規定する会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 3i 研究会の会費を次のように定める。

- (1) 維持会員 会員機関からの参加者 10,000 円/人・1 期
- (2) 特別会員 会員機関からの参加者は正会員に準ずる
- (3) 正会員 20,000 円/1 期
- (4) 準会員 5,000 円/1 期
- (5) 非会員 60,000 円/1 期
- (6) 後援機関会員 40,000 円/1 期
- (7) 協力機関及び資源提供機関からの参加者 1 名は無料、1 名を超す参加者は正会員に準ずる

2. 本規程は 2019 年第 7 期より適用する。

(附則)

1. この規程の改訂は理事会にて行う。
2. この規程は 2016 年 5 月 13 日の理事会にて決定された。
3. 理事会の承認を得た特定団体の機関会員は特別会員と同等の扱いとする。
4. 2017 年 4 月 14 日の理事会にて改訂。
5. 2019 年 2 月 28 日に理事会の電磁的決議により改訂。